

	療養の給付	入院時食事療養費	入院時生活療養費	保険外併用療養費
支給要件等	被保険者の 業務外の事由 による疾病又は負傷に関し、次に掲げる療養の給付を行う ①診察 ②薬剤又は治療材料の支給 ③処置、手術その他の治療 ④居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 ⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護	被保険者（ 特定長期入院被保険者を除く ）が、保険医療機関等のうち自己の選定するものから 入院たる療養の給付と併せて受けた食事療養 に要した費用について、入院時食事療養費を支給する	特定長期入院被保険者が、保健医療機関等のうち自己の選定するものから 療養の給付と併せて受けた生活療養 に要した費用について、入院時生活療養費を支給する	被保険者が、保健医療機関等のうち自己の選定するものから 評価療養又は選定療養 を受けたときは、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する

	【一部負担金】	食事療養に要する平均的な費用の額を勘案して大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から、 食事療養標準負担額 を控除した額	生活療養に要する平均的な費用の額を勘案して大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、現に生活療養に要した費用の額）から、 生活療養標準負担額 を控除した額	①食事療養・生活療養が含まれないとき療養（ 食事療養及び生活療養を除く ）につき、大臣が定めるところにより算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、現に療養に要した費用の額）から、その額に 一部負担金 の割合を乗じて得た額（療養の給付の特例措置がとられるときは、その額）を控除した額 ②食事療養が含まれるとき食事療養につき算定した費用の額（その額が現に食事療養に要した費用の額を超えるときは、現に食事療養に要した費用の額）から 食事療養標準負担額 を控除した額＋①の額 ③生活療養が含まれるとき生活療養につき算定した費用の額（その額が現に生活療養に要した費用の額を超えるときは、現に生活療養に要した費用の額）から 生活療養標準負担額 を控除した額＋①の額																																							
支給額等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被保険者の区分</th> <th>一部負担金率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 70歳に達する日の属する月以前</td> <td>100分の30</td> </tr> <tr> <td>② 70歳に達する日の属する月の翌月以後（③を除く）</td> <td>100分の20</td> </tr> <tr> <td>③ 70歳に達する日の属する月の翌月以後で、標準報酬月額が28万円以上、かつ収入金額が520万円以上（被扶養者がいない者は383万円以上）</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table>	被保険者の区分	一部負担金率	① 70歳に達する日の属する月以前	100分の30	② 70歳に達する日の属する月の翌月以後（③を除く）	100分の20	③ 70歳に達する日の属する月の翌月以後で、標準報酬月額が28万円以上、かつ収入金額が520万円以上（被扶養者がいない者は383万円以上）	100分の30	【食事療養標準負担額】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>食事療養標準負担額（1食当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原則（減額対象者以外の者）</td> <td>260円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減額対象者（市町村民税非課税者等）</td> </tr> <tr> <td>① 減額申請を行った月以前の12月以内の入院日数が90日以下</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>② 減額申請を行った月以前の12月以内の入院日数が90日超</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>③ 特に低所得である70歳以上</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	食事療養標準負担額（1食当たり）	原則（減額対象者以外の者）	260円	減額対象者（市町村民税非課税者等）		① 減額申請を行った月以前の12月以内の入院日数が90日以下	210円	② 減額申請を行った月以前の12月以内の入院日数が90日超	160円	③ 特に低所得である70歳以上	100円	【生活療養標準負担額】 平均的な家計における食費及び光熱水費の状況並びに病院及び診療所における生活療養に要する費用について介護保険法に規定する食費及び居住費の基準費用額に相当する費用の額を勘案して大臣が定める額をいう <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">生活療養標準負担額</th> </tr> <tr> <th>1日当たりの居住費</th> <th>1食当たりの食費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>入院時生活療養（一定の基準に適合している保険医療機関による生活療養）</td> <td>320円</td> <td>460円</td> </tr> <tr> <td>入院時生活療養</td> <td>320円</td> <td>420円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低所得者</td> <td></td> <td>320円</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>一定の所得がない者</td> <td>320円</td> <td>130円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	生活療養標準負担額		1日当たりの居住費	1食当たりの食費	一般	入院時生活療養（一定の基準に適合している保険医療機関による生活療養）	320円	460円	入院時生活療養	320円	420円	低所得者		320円	210円	一定の所得がない者	320円	130円	※療養の給付を受けようとする者は、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから受けるものとする ①保険医療機関又は保険薬局 ②事業主医療機関等 ③健康保険組合直営医療機関
	被保険者の区分	一部負担金率																																									
① 70歳に達する日の属する月以前	100分の30																																										
② 70歳に達する日の属する月の翌月以後（③を除く）	100分の20																																										
③ 70歳に達する日の属する月の翌月以後で、標準報酬月額が28万円以上、かつ収入金額が520万円以上（被扶養者がいない者は383万円以上）	100分の30																																										
区分	食事療養標準負担額（1食当たり）																																										
原則（減額対象者以外の者）	260円																																										
減額対象者（市町村民税非課税者等）																																											
① 減額申請を行った月以前の12月以内の入院日数が90日以下	210円																																										
② 減額申請を行った月以前の12月以内の入院日数が90日超	160円																																										
③ 特に低所得である70歳以上	100円																																										
区分	生活療養標準負担額																																										
	1日当たりの居住費	1食当たりの食費																																									
一般	入院時生活療養（一定の基準に適合している保険医療機関による生活療養）	320円	460円																																								
	入院時生活療養	320円	420円																																								
低所得者		320円	210円																																								
	一定の所得がない者	320円	130円																																								

	移送費	傷病手当金	療養費	訪問看護療養費
支給要件等	被保険者が療養の給付（保険外併用療養費に係る療養を含む）を受けるため、病院又は診療所に 移送 されたときであって、保険者が必要であると認める場合に移送費を支給する 【保険者が必要であると認める場合】 ①移送により健康保険法に基づく適切な療養を受けたこと ②移送の原因である疾病又は負傷により移動することが著しく困難であったこと ③緊急その他やむを得なかったこと	傷病手当金は、被保険者が次の要件を満たした場合に支給される ① 療養のため労務に服することができないこと ② 継続した3日間の待期を満たしていること	保険者は、次に掲げる場合に療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる ①保険者が療養の給付等を行うことが 困難である と認めるとき ②被保険者が、保険医療機関等以外の病院等から診療等を受けた場合において、保険者が やむを得ないもの と認めるとき	被保険者が、 指定訪問看護事業者 から、当該指定に係る訪問看護事業に対し、その者の 居宅 において看護師等が行う 指定訪問看護 を受けたときであって、 保険者が必要と認める場合 に訪問看護療養費を支給する
支給額等	最も経済的な通常の経路及び方法 により移送された場合の費用により算定した額 ただし、現に移送に要した費用の額を超えることができない	1日につき 標準報酬日額 （標準報酬月額の30分の1に相当する額（5円未満の端数があるときは切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは10円に切り上げる））の 3分の2 に相当する金額（50銭未満の端数があるときは切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは円に切り上げる） ※傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して 1年6月を超えないもの とする	療養（食事療養及び生活療養を除く）について算定した費用の額から、その額に 一部負担金 の割合を乗じて得た額を控除した額及び食事療養又は生活療養費について算定した費用の額から 食事療養標準負担額 又は 生活療養標準負担額 を控除した額を基準として、 保険者が定める	指定訪問看護に要する 平均的な費用の額 を勘案して大臣の定めるところにより算定した費用の額から、被保険者の区分に応じた 一部負担金 の割合を乗じて得た額（療養の給付の特例措置がとられるときは、その額）を控除した額